

平成29年度第2回米子市地域密着型サービス運営委員会議事録（概要）

日時 平成29年11月28日（火）

14:00～15:30

場所 市役所4階 401会議室

（事務局）

- ・定刻となりましたので、平成29年度第2回米子市地域密着型サービス運営委員会を開会します。
- ・資料の確認をさせていただきます。

<資料確認>

- ・開会にあたり、奥谷長寿社会課長よりご挨拶申し上げます。

<奥谷長寿社会課長挨拶>

（事務局）

- ・会の成立について報告させていただきます。9名の委員の内、過半数の6名が出席していますので、委員会として成立していることを報告します。
- ・議事に入ります。委員長、お願いします。

○議事

（1）平成28年度地域密着型サービス利用実績について

（委員長）

- ・平成28年度地域密着型サービス利用実績についてということで、事務局から報告をお願いします。

（事務局）

<資料1に基づき、平成28年度地域密着型サービス利用実績等について説明>

（委員長）

- ・今報告があったことについて、質問や意見はありますか？

（A委員）

- ・資料の中の、定員が入っていないところがあるのはどういったことでしょうか？

（事務局）

- ・定員を記載していないのは、通所介護です。通所介護の定員は、1日あたりの利用定員となります。今回の実績は月ごとの利用者実人数を表しています。若干意味合いが違いますので、混乱を招く恐れがあると考え、定員の記載を省略しています。

（委員長）

- ・他にありますか？

（事務局）

- ・今年度は第6期介護保険計画の最後の年となります。こういった資料で現況を把握しながら、新しい計画を作成中です。いただいたご意見を反映させていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

(委員長)

- ・よろしいでしょうか？
- ・では、議題2に移ります。

(2) 廃止になった小規模多機能型居宅介護事業所の再指定について

(委員長)

- ・では、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料2に基づき説明>

(委員長)

- ・通常は新規指定と同じ手順になるが、とのことですが、委員の皆さんどうでしょうか？

(A委員)

- ・一つ懸念するところがあります。当時、「きちんと運営します、人も集めます」ということで指定を出されていると思います。その時と、今回このまま指定を出した時で、人の確保についての考え方だとか、そういうところの変更した部分を明確にしてもらわないと、同じ事になるのではないかということが懸念されます。経験がある事業所である事は十分存じ上げています。大きい法人ですので、スケールメリットもあると思います。ですが、それはこの指定を出した時も同じですよ。同じ事であったのに、人が集めきれなかったわけですよ。ですから、例えば実際に実施してしまってから、利用者の方が来られました、でもやっぱり人がどんどん辞めていったりして、「やっぱりできません」となった時に、困るのはそこに来ている人達です。人の確保について、「あの時とはどう違うのですか」ということは市として確認しておかれた方がいいのではないかと思います。皆さんご存知のとおり、全産業的に人手不足ですので、なにかしら手を打たないと難しいのではないかと思います、心配が少しあります。

(委員長)

- ・その点について、事務局どうでしょうか？

(事務局)

- ・その点については我々も同じように考えています。当然行政として法人の体制を聞いて、その通りになっているのかということ常々チェックしていかないといけないと思います。同じように、また「やっぱりだめでした」ということでは、やはり利用者の方にもご迷惑がかかると思います。この話があった時に、我々としても検討をさせていただいて、例えばこの地域密着の委員会の中でもう一度来ていただいて、プレゼンなり法人の考えを語っていただくなりということも考えました。さきほどA委員がおっしゃったよ

うに、当時もプレゼンをして認めているという経過の中で、やはり大事なはこの法人がどういう考え方をしているのかということもありますが、今後どういう経営をされていくのかという経過といたしますか、その過程が一番大事なのかなと思います。それについては、行政としてもきちんと見ていって指導していくということはやっていかないといけないのかなと思います。

(委員長)

- ・やはりそこが一番気にかかる場所です。皆さんどうでしょうか？

(B委員)

- ・確認したいのが、先ほどの資料1の5ページで、この廃止になった事業所は含まれますか？

(事務局)

- ・含まれません。これを含めると、湊山が「2」となります。

(B委員)

- ・これは30年の4月1日から開始ですか？

(事務局)

- ・一応の期限として29年度末までということですので、準備が整い次第、始めてもらう形になるかと思えます。

(B委員)

- ・年度途中からの事業再開でも問題はないということですね？

(事務局)

- ・そうです。

(B委員)

- ・ひとつ気になるのが、こうやまちさんが、この時もプレゼンをして勝ち取ったものだと思います。その時に競合というのはあったのでしょうか？その辺が、プレゼンに負けた相手にしてみれば、「自分の所がしておけばできたのに何をいまさら」というのがあると思います。「自分のところならできたのに」というのが出るのではないかとというのが心配です。そのあたりのきちんとした理由づけをしておかないと、後でトラブルになるのではないかとというのが気になります。この委員会が、米子市の提案の①②③の理由で認めましたということになるかと思えます。ただその委員に対して、プレゼンに負けたところから「どうしてそうなるんだ、公平性は保っているのか」という質問があった時に、我々委員がきちんと説明できる理由がないと、どうなのかなというものが心配です。

(委員長)

- ・その点について、事務局どうですか？

(事務局)

- ・競合相手がいたかどうかについて、当時の記録を調べさせていただきます。

(B委員)

- ・だめだと言っているわけではなくて、恐らくこの委員会で認められたということが、正当な根拠になるのでしょうかけれども、それに至った判断材料として、その辺の公平性をきちんと担保したうえで決めましたということがないと。

(委員長)

- ・大手でよくわかるからというだけではちょっと。また今度も起こりうるわけですし。

(事務局)

- ・例えば、その時の公募がここだけで競合したところがなかったならば、その辺りは検討する必要がないということでもよろしいでしょうか。もし競合したところがあったならば、一応そこにも了承をとるとするか、どういう形がベストでしょうか？調べて、確かに競合があるとなった時に、確かに「自分のところはできたのに」という意見はあるかと思えます。そうするとやはり公募してという事になるかと思えますけれども。

(B委員)

- ・なければ全然問題はないのですけれど。あった場合にも、「じゃあ今から用意して」となると補助金等々の問題も出てきます。現実問題として、恐らく難しいとは思いますが。理由付けというのをやっておかないと。競合相手がいた場合、競合相手に確認を取った時に、そこはそこで揉めることがあるかと思えます。実際に競合相手にアプローチしてという方法ではなく、もう一つぐらいの市としての理由付けがあれば、と思えます。

(A委員)

- ・同じような事なのですが、例えばこの3つの理由があるからそのまま指定しますとなった時に、「なんでもう一度公募しなかったのですか」と言われた時にどう回答するかというところですか。この①②③というところで、例えば、「補助金はいりません、自分で建てます」と言われて、③の経験があるところが参入したいと言ってきた場合、この3つの理由付けで、理由になるのかなというところはあるかと思えます。

(事務局)

- ・これが理由になるのかはわかりませんが、やはり我々としても、小規模多機能として多くの受け皿があった方がいいかと思えます。実際に公募の手続きを行っていく過程で、補助金の事もありますので、実は来年の補助金について県の方はもう締め切りとなっています。現状、小規模多機能は1カ所分の予算を要望しています。それはどこかと言いますと、ご存じのとおり、今年淀江地区で公募しましたが選定されなかったという事もありまして、淀江地区は小規模多機能がないものですからそこに設置したいという事で、来年度は淀江地区に小規模多機能をとということで考えています。そうしますと、次が再来年ということになりますので、実際に公募を行って小規模多機能を作るとすると、平成31年度という形になります。2年近く空いてしまいますので、そのところで保険者として優先順位を付けたということもあります。我々も、休止になった時に状況も把握せず、長らく放っておいたということで反省すべき点はあると思えます。休止の期間に指定期間を過ぎたので自動的に廃止となってしまったもので、これが例えば休止の時

に再開していればこういった会を開く必要はなかったという事で、まあそれは屁理屈になりますけれども、我々としてはやはりサービスの提供を早くしたいということもあります。公平性の絡みがどうかと言われると、確かにおっしゃるとおりだと思います。きちんと公募してやるというのが本来かと思いますが、それが同じ時期にサービス提供ができるということであればいいのですが、さきほど申し上げたように31年度、2年後という形になってしまいます。その辺りを考慮して、確かに例外的ではありますが、保険者として今後のきちんとしたサービス提供を指導していくことを条件としていきたいという考えです。

(A委員)

- 確かにそれは十分に理由になりえると思います。困っている人がいるのだから、すぐにもサービスをとということ。ただその時に、この時のようにずるずるといってはその理由は立たなくなりますよね。なんで31年度にもう一度公募しなかったんだということになりますので、そこは速やかに事業が実施できるように、市の方からも指導をお願いします。

(事務局)

- また次回から事業者の公募を行う際に、条件をもう少し見直しながら、簡単に休止されないようにしていきたいと思います。
- 補助金の絡みがありますけれども、このこうやまちは補助金を受けていなかったの、簡単にとくと語弊がありますが、廃止ということになったのですが、補助金は受けておしまいという事ではなくて、国からの補助なので、辞めてしまえばその補助金は返す必要がございます。そういう意味では、そのサービスを継続することが条件として補助金を出しておりますので、償還期間は別のサービスに変えるとか、そういったことが制限されます。
- 選定のところの基準といいますか、見直しをしていかなければならないとは、我々も考えています。またその時はご意見をいただきたいと思います。

(委員長)

- どうでしょうか。きちんと人員が確保できているのかということは確認していただくという事ですが。

(A委員)

- 私はさきほど申し上げたとおり、きちんと市が、事業実施を見届けるというところを責任をもってやってくれるということであるならば、理由付けにはなるとと思います。皆さんどうでしょうか。

(C委員)

- この、人員が「30年3月までに」ということがありますよね。これは「来年まで」ということはできないものですかね。

(事務局)

- ・その辺りのところは、養和会さんから相談があった時に、保険者が許可してくれればすぐにもという相談を受けたのですが、ちょっとそれはこちらでは判断ができないという事で、きちんと委員会の方での審議を受けてという事で、今回の結果を向こうに報告させていただいたうえで、きちんと計画的に動いていただきたいというのもありまして、なるべく早くとは思っていますけれども、養和会さんと相談させていただきながらという事で。人員の確保もずっと待っていただくという事にはならないと思いますので。

(C委員)

- ・やはりまた人員が足りないということが順繰り順繰りなるのではないかなというのがあるので、できれば少しでも早く。人員が揃えば運営もできるのかなと思いますので。

(A委員)

- ・誓約されているので、その条件ならできるということなのでしょうね。
- ・人の流れが、年度区切りでないとなかなか。他の所を辞めてくるという人もいますので。年で人が動いているわけではないので。人事の事も絡んでくるので、年度なんでしょう。

(委員長)

- ・では、認めるという事でよろしいでしょうか。条件付きで。

<異議なし>

(事務局)

- ・当時の公募の様子について調べてまいります。今日中にわかるようであれば、また報告します。

(B委員)

- ・それから、事務局から言われたように、実際に公募してプレゼンテーションをしてもらってということになった場合、何か月もかかりますよね。そうすると時間的な制約もあって、こうやまちのある日常生活圏域でニーズも既にあるので、速やかなサービス開始をしたいので、という風な理由付けを、時間のロスがなくできるのというのを付け加えられたらどうでしょう。実際にニーズがあると。それで、それが喫緊の課題として挙がっているので、速やかなサービスの再開のためにと。それが何年も前に指定が切れていたらだめですけど、今年度中に切れているので直近の事業所にということ、そのようなことも理由としたらよいかと思います。

(事務局)

- ・わかりました。

(委員長)

- ・では、認めるという事でよろしいですね。

<異議なし>

(3) 第7期介護保険事業計画における施設整備と保険料について

(委員長)

- ・最後になります。事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

<資料3に基づき、第7期介護保険事業計画における施設整備と保険料について説明>

(委員長)

- ・先ほどの説明に関して質問はありますか？

(A委員)

- ・5ページのグループホームについて、単に認定者数を定員で割ってありますが、グループホームは認知症の方しか入れないですよね。そうすると、認定者数を見て不足しているのかどうか、例えば、後藤ヶ丘は1400人のうち1000人が認知症でなくて400人が認知症です、美保は534人全て認知症の方ですとなった時に、これだけでは単純にどこに設置すべきかということは考えづらいと思います。

(事務局)

- ・おっしゃるとおりです。これはあくまで、認知症の率が、要介護認定の中で同一であるという前提です。残念ながら、日常生活圏域毎の認知症の方の人数を把握していないものですから、こうしています。
- ・ですが、定員が少ないところを優先するのか、施設が少ないところを優先するのか。施設数が少ないところであれば、湊山、尚徳、美保が1つしかないという考え方になりますし、定員でみれば、湊山、美保、東山、後藤ヶ丘、福米、尚徳という考え方になります。確かに認定者数でみるというのが正確だとは我々も思っていないです。ですが、2事業所を整備する、これが5だ6だということになると満遍なく整備もできるのですけれども、2事業所を作るにあたって、ある程度「整備圏域はこの中で」という考えは持ちたいものです。もしこれがおかしいということだと、例えば美保、尚徳も含めて2事業所という考え方も当然あるとは思いますが。その辺のところについても、ご意見をいただければと思います。どこでもいいので2事業所という考えでよいとか。もう少しデータを精査して、認知症に対する整備を考えなさいよということであれば、もう少し検討しなければならぬところではありますけれども。

(委員長)

- ・A委員、どうでしょうか。

(A委員)

- ・「この定員と認定者数なので、湊山や後藤ヶ丘に施設を作ります」というのは、先ほど事務局もおっしゃったとおりあやふやなところがあるので、そこに作りますというのはどうかと思います。
- ・ただ、同じ米子市ですから、東山に住んでいる人が湊山の施設に入ってもよいわけですよね？

(事務局)

- ・それはよいです。

(A委員)

- ・なので、近隣にある程度あるのであれば、それはそれでよいと思います。

(事務局)

- ・確かに、圏域を指定してしまうと、そこにしか建てられないような公募になってしまいますので、それはどうかなという考えはこちらもありました。第6期計画の中では、数での論理だったので。圏域内に1つとか2つとかいうような。本来は私としても、認知症の方の多いところに作るのが本当だと思ってはいます。ですが、そういったデータがなかったもので。

(A委員)

- ・仮に圏域毎で区切って、それが足かせとなって手を挙げるところがないということであれば、この圏域という考え方を見直して「米子市内でどうですか」というようにして。それで手が挙がるようであれば、市としてはその方が、グループホームが充足されるのでよいのではないかと思います。

(事務局)

- ・わかりました。少し見直したいと思います。例えばそれで「どこでもよい」として、弓ヶ浜になったときとかに、まあその辺りは少し考えた方がよいかと悩んだりもして。

(A委員)

- ・グループホームのところの考え方についてはもう少し検討してもらって。

(事務局)

- ・わかりました。ここは少し考え方を変えたいと思います。ありがとうございます。

(A委員)

- ・反面、小規模多機能とか看護小規模多機能とかについては「圏域ごと」ということだと思っています。グループホームについては、そこに居住の場を移されるわけですから。そこは少し考え方を変えた方がいいかと思います。

(事務局)

- ・わかりました。ここは少し整理させていただきます。

(委員長)

- ・その他、なにかありますか？

(A委員)

- ・関係ないかもしれないですけど、2ページの2番のところで「医療病床の機能分化について介護保険の計画に反映するとこれくらいですよ」というのがありますけれど、これは療養病床から介護医療院とかに転換されることも入っているのでしょうか？転換される可能性があることも入ったうえでですか？

(事務局)

- ・介護医療院につきましては、県も対象となる場所に照会をかけています。米子市では、まだ基準も正確に出ていないことあるのですが、希望はまだないということです。

- ・それから国の方も「見込みの中には入れないでくれ」と言うておりますので、今回のこの分については、介護医療院は全く考慮していません。

(委員長)

- ・他にご意見があれば。

(C委員)

- ・地域密着型はなにか意見があれば、次が12月12日ですよ。

(事務局)

- ・12日の策定委員会の方でも、今日いただいたご意見に修正を加えたうえで、また素案の中で報告させていただきたいと思いますので。
- ・また帰られて資料を見られて、思いつかれたことがありましたら、またその場で意見を言うていただいで結構でございます。

(委員長)

- ・考えてもらって、是非12日の方で意見を出してもらえればと思います。
- ・保険料の方は？

(事務局)

- ・保険料につきまして、具体的な数字がなかなか申し上げにくいところがございます。米子市としては当然、保険料はできる限り上げたくないですし、びっくりするほど上がるという予定ではありません。その中で、施設を作る計画、実際には30、31、32の7期計画ですけれども、31年くらいからが施設整備が多くなるので、影響が出るのが後半ということもあって。来年からすぐに影響が出るということではございません。
- ・その中で、どうしてもサービス量は上がっていきますので。小幅な値上がりで抑えたいという風には考えています。それも考慮した上での施設整備の計画ということで考えています。

(委員長)

- ・ご意見はありますか？

(A委員)

- ・急激にボンと上がると負担感がもの凄く市民としてはあると思います。上がっていくのはやむを得ないこと。分母は減るのに施設は作らないといけないし。その負担感を調整しながらやって欲しいと思います。

(C委員)

- ・今県内で米子市はどのくらいの位置になるのですか？

(事務局)

- ・資料3の一番最後が今の状況です。

(事務局)

- ・6期の期間中の保険料がこれです。
- ・国の方も平成37年に向けて、その37年のサービスの見込み量を考慮したうえで7期

計画を考えなさいということになっていきますので。やはりその時になって急にボンと上げるということでは理解が得られないと思っておりますので、先を見越しながら考慮しております。

(委員長)

- よろしいでしょうか。
- では保険料があまり上がらないように、よくよく考えてやっていきましょう。
- 質問が他にないようでしたら、これで平成29年度第2回米子市地域密着型サービス運営委員会を終了します。

(事務局)

- 議題2に関して、当時のプレゼンテーション資料を探してみましたが、すぐには見つかりませんでした。これについては、またなんらかの形でご報告したいと思います。

(委員長)

- よろしく申し上げます。